

15 劇場等の固定観覧席等

【基本的な考え方】

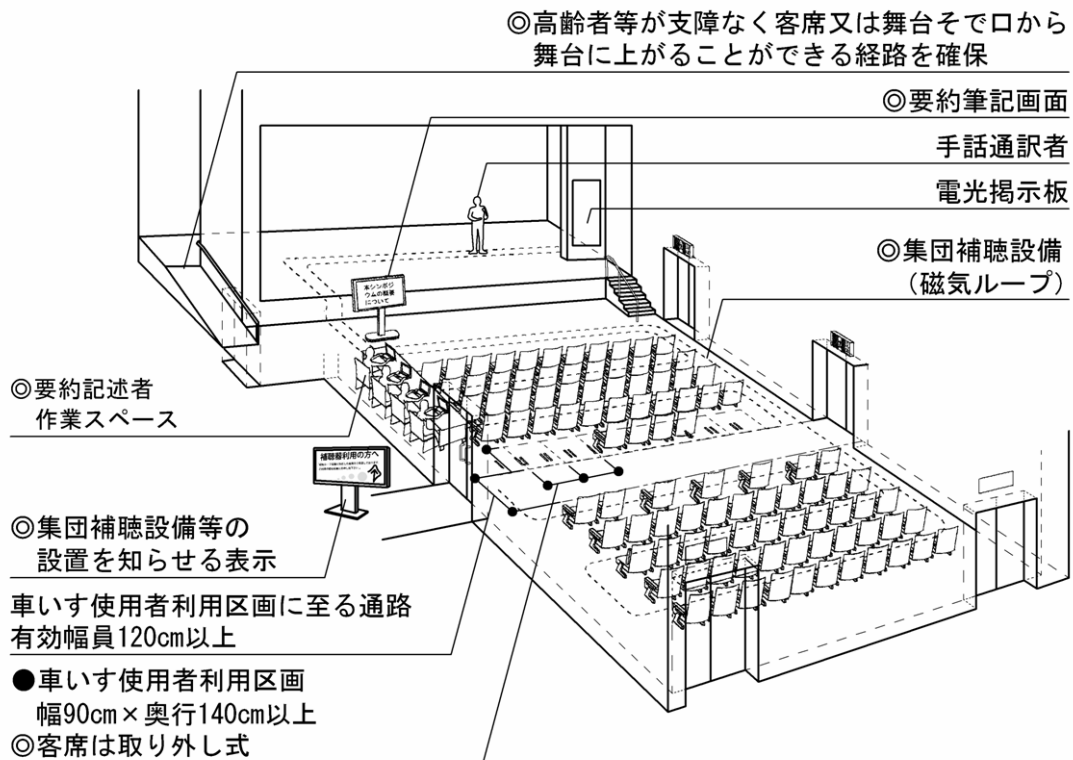
劇場等に固定式の観覧席又は客席を設置する場合には、出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい場所に、車いす使用者が利用できる客席のスペースや聴覚障害者に配慮した補聴設備等を設置する必要があります。

- ◇ 車いす使用者が利用できる区画の確保
車いす使用者は、狭い幅員の通路の通行や狭いスペースでの設備の利用が困難な場合があるため、通行・観覧のための十分なスペースの確保が必要です。
- ◇ 集団補聴設備の設置
聴覚障害者は、音声による情報入手が困難な場合があり、視覚を中心に情報を得ているため、光・文字・図などにより必要な情報を提供することが必要です。また、難聴者のため、集団補聴設備を設けることが必要です。

整備基準		規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の15）			
固定式の観覧席又は客席	劇場等に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。		
車いす使用者が利用できる区画の設置	(1) 次に掲げる車いす使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けるものであること。 ア 室の出入口の付近に設けるものであること。 イ 室の出入口から当該区画までの通路の床面に高低差がある場合には、5の(1)のアからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 ウ 間口は90cm以上であって、奥行きは140cm以上であること。		図Ⅲ-15-1 図Ⅲ-15-2 図Ⅲ-15-2 PⅢ-26, Ⅲ-31 参照
聴覚障害者に配慮した設備の設置	(2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。		● 図Ⅲ-15-2 図Ⅲ-15-1 図Ⅲ-15-3~ 図Ⅲ-15-5

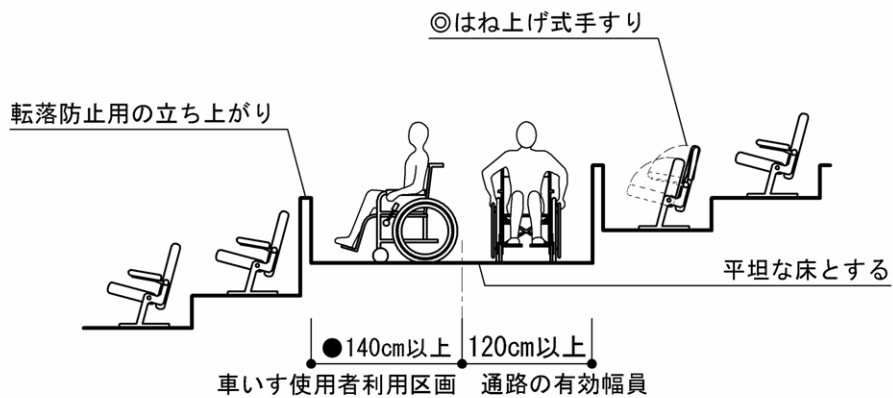
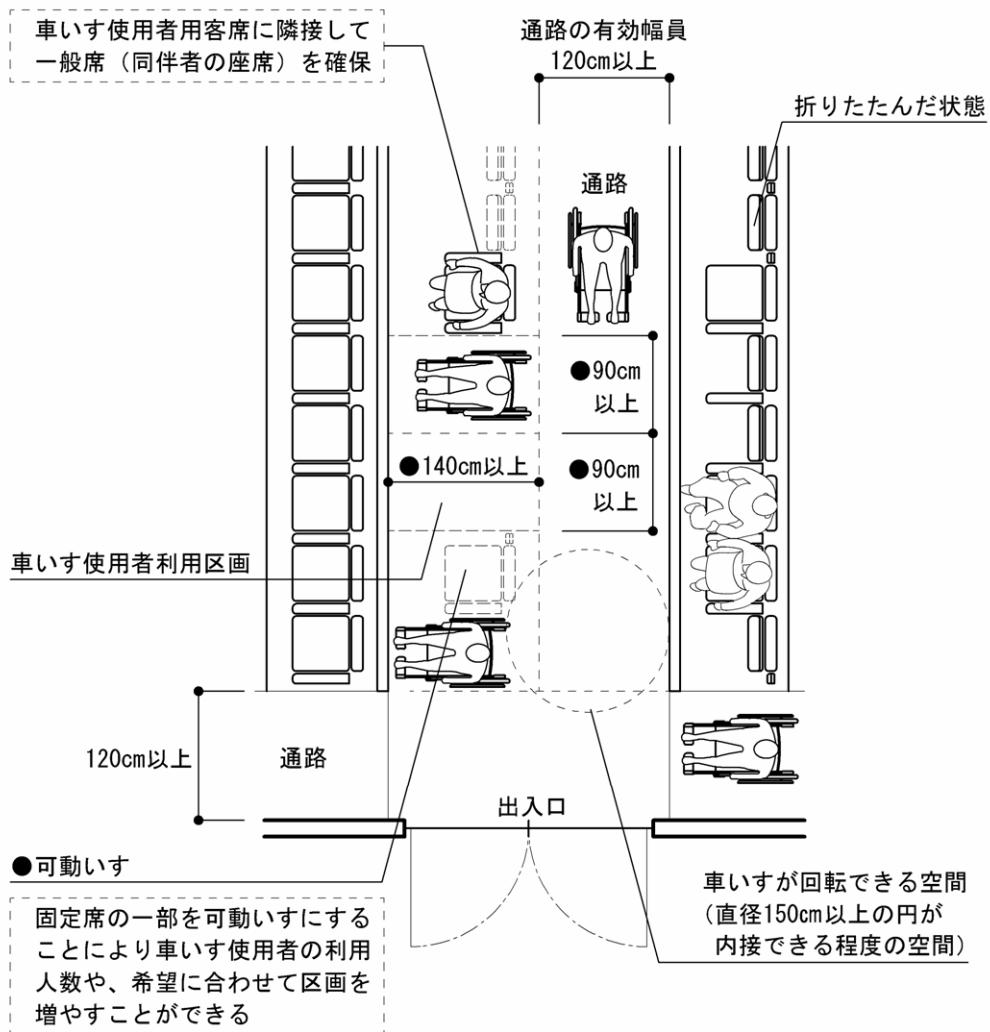
推奨事項		備 考
施設整備		
固定式の観覧席又は客席	劇場等に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
車いす使用者が利用できる区画	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が円滑に利用できる区画の数は、客席の数が400席以下の場合には2以上、400席を超えた場合には、2にその400席を超える席数200席（その超える席数が200席に満たない場合又はその超える席数から200席の整数倍の席数を控除した席数が200席に満たない場合は、当該200席に満たない席数を200席）ごとに1を加えた数以上であること。 ・車いす使用者が円滑に利用できる区画は、車いす使用者の視線を考慮し、観覧しやすい位置に設けるものであること。 ・車いす使用者の利用が多い場合などに対応できるよう、車いす使用者が円滑に利用できる区画の付近に、取外しができる客席を設けるものであること。 ・車いす使用者用が円滑に利用できる区画に、前面及び側面に落下防止の措置を講ずるものであること。 	図Ⅲ-15-1 図Ⅲ-15-1 図Ⅲ-15-2
手すりの設置	・壁際の通路で段差がある部分には、壁側に手すりを設けるものであること。	
座席の構造	・通路側の座席の肘掛けは、高齢者等が利用しやすいよう、はね上げ式や水平可動式であること。座面は、柔らかく沈み込みが大きいものや座面の高さが低いものを避け、容易に立ち座りができる構造とすること。	図Ⅲ-15-2
座席番号等の表示	・座席番号、行、列等の表示は、明度、色相又は彩度の差が大きいことにより見分けやすい色の組み合わせを用い、大きな文字とし、見やすい位置に取り付けるものであること。	

要約筆記者用スペース等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 固定式の観覧席又は客席の周囲に、要約筆記者の作業のためのスペース及び要約筆記用プロジェクター、スクリーン等の設置のためのスペースを確保するものであること。 	図Ⅲ-15-1
その他	劇場等は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
乳幼児同伴者用観覧室の設置	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を同伴する者が利用することのできる観覧室を設けるものであること。 	
舞台上上がる経路の設置	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が客席又は舞台まで口から舞台上上がることができるよう、段差を設けない経路をそれぞれ1以上設けるものであること。 	
楽屋	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が楽屋を利用することができるよう、以下に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 道等から楽屋出入口まで、また楽屋出入口から舞台までの経路のうち1以上は、段差を設けないものであること。 イ 楽屋内部のカウンター、コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者に配慮した高さには設けるものであること。 	
管理運営		
集団補聴設備等の表示	<ul style="list-style-type: none"> 集団補聴設備等が設置されていることを分かりやすく表示すること。 	図Ⅲ-15-1
字幕の表示設備等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 字幕の表示設備、手話通訳者を照らすスポットライト設備などを設けること。 	図Ⅲ-15-1 図Ⅲ-15-5



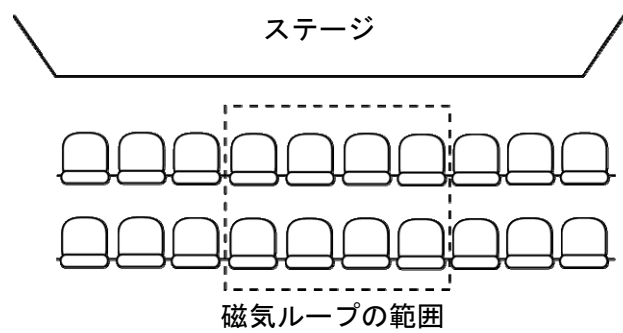
図Ⅲ-15-1 客席及び舞台の整備例

●：整備基準に該当する事項
◎：推奨事項



図Ⅲ-15-2 車いす使用者が利用できる区画

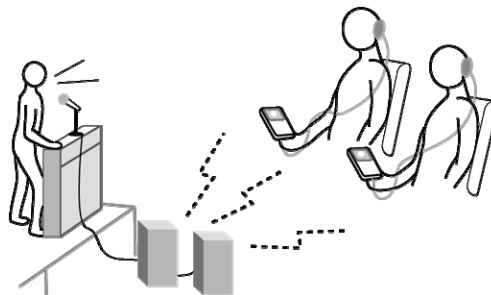
- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項



<磁気ループの例>

磁気ループアンテナを床面に敷設し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障害者が装着している補聴器の誘導コイルで受信して音声を聞き取る方法。

図Ⅲ-15-3 集団補聴設備（磁気ループ）



<赤外線システムの例>

対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障害者が装着している受信機に信号を受信させることにより、会場の騒音に影響されずに音声を聞き取る方法。

受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができる。

図Ⅲ-15-4 集団補聴設備（赤外線システム）



図Ⅲ-15-5 パソコン要約筆記による文字情報提供の例